4　第三面関係
業務の運営に関する基本原則、業務の種別及び内容、業務執行の方法、利害関係人との取引に係る手続等、不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

5　第四面関係
「事業の種類」については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表細分類による業種を記載すること。

6　第五面関係
電子取引業務を遂行するための体制として、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。